

香取広域市町村圏事務組合可燃性廃棄物処理施設 の設置及び管理に関する条例施行規則

平成19年4月1日

規則第19号

改正 平成21年4月1日規則第11号

平成23年2月25日規則第3号

平成28年2月26日規則第3号

令和3年2月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合可燃性廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成19年香取広域市町村圏組合条例第24号）第6条の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合可燃性廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の受け入れ)

第2条 処理施設で受け入れできる廃棄物は、香取市、神崎町、多古町及び東庄町の区域から排出される可燃性の廃棄物とする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(廃棄物の制限)

第3条 次の各号に掲げるものは、搬入することができない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 爆発性のあるもの
- (3) その他焼却処分することが適当と思われないもの

(その他)

第4条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。